

## ● 管理者としての基準該当性と取り扱い可能な医療機器の範囲

	取り扱い可能な医療機器の種類				
	高度管理医療機器等	指定視力補正用レンズ (コンタクトレンズ)	特定管理医療機器	補聴器	家庭用電気治療器
<b>基準該当性</b>					
高度管理医療機器等 (規則第162条第1項第1号の基準を満たす者)	○	○	○	○	○
指定視力補正用レンズ (規則第162条第2項第1号の基準を満たす者)	×	○	○	○	○
特定管理医療機器 (規則第175条第1項第1号の基準を満たす者)	×	×	○	○	○
補聴器 (規則第175条第1項第2号の基準を満たす者)	×	×	×	○	×
家庭用電気治療器 (規則第175条第1項第3号の基準を満たす者)	×	×	×	×	○